

京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者（以下「水道技術管理者」という。）の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道技術管理者の設置)

第2条 管理者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置く。

2 水道事業の水道技術管理者は、技術長をもって充てる。

3 地域水道事業の水道技術管理者は、技術監理室長をもって充てる。

(水道技術管理者の職務)

第3条 水道技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員を指導し、及び監督を行うものとする。

(1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。

(2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。

(3) 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。

(4) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。

(5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。

(6) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。

(7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。

(8) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。

(水道技術管理補助者の設置等)

第4条 前条各号に掲げる水道技術管理者の職務を補助し、当該職務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者を置く。

- 2 水道技術管理補助者は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 水道技術管理補助者は、水道技術管理者の命を受け、職務を行う。

(補則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

水道技術管理者の職務	水道技術管理者	水道技術管理補助者
第3条第1号に掲げる職務	技術長	技術監理室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，監理課長，水質第1課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，加圧施設管理事務所長，給水課長，配水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長，水道管路建設事務所長
	技術監理室長	水質管理センター所長，監理課長，水質第1課長，地域事業課長，京北分室担当課長
第3条第2号に掲げる職務	技術長	技術監理室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，監理課長，水質第1課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長
	技術監理室長	水質管理センター所長，監理課長，水質第1課長，地域事業課長，京北分室担当課長

第3条第3号に掲げる職務	技術長	経営・防災担当部長，お客さまサービス推進室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，防災・財産管理担当課長，資器材・防災センター所長，業務管理担当課長，営業所長，水質第1課長，水道部管理課長，給水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長
	技術監理室長	水質管理センター所長，監理課長，水質第1課長，地域事業課長，京北分室担当課長
第3条第4号に掲げる職務	技術長	水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水質第1課長，水道部施設課長
	技術監理室長	水質管理センター所長，監理課長，水質第1課長，地域事業課長，京北分室担当課長
第3条第5号に掲げる職務	技術長	総務部長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，職員課長，人材育成担当課長，水質第1課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，加圧施設管理事務所長
	技術監理室長	職員課長，人材育成担当課長，地域事業課長，京北分室担当課長

第3条第6号に掲げる職務	技術長	水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水質第1課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，加圧施設管理事務所長
	技術監理室長	地域事業課長，京北分室担当課長
第3条第7号に掲げる職務	技術長	総務部長，経営・防災担当部長，お客さまサービス推進室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，総務課長，防災・財産管理担当課長，業務管理担当課長，営業所長，水質第1課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，加圧施設管理事務所長，給水課長，配水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長
	技術監理室長	水質管理センター所長，総務課長，防災・財産管理担当課長，監理課長，水質第1課長，地域事業課長，京北分室担当課長
第3条第8号に掲げる職務	技術長	水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，加圧施設管理事務所長，給水課長，配水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長
	技術監理室長	監理課長，地域事業課長，京北分室担当課長

(上下水道局総務部職員課)